

仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度東北の観光分野におけるネットワーク形成事業

2. 業務委託期間

契約締結日～令和9年3月12日（金）

3. 業務目的

本市では東北の交流人口の拡大や周遊促進に向けた訪東北旅行者へのおもてなし環境の向上を目的に、平成29年度より東北の観光案内所のネットワーク化に取り組み、令和6年度からは自治体の観光振興担当職員同士のさらなる関係づくり強化に向けた交流会の開催に取り組んできた。

東北地方における旅行者と地域のタッチポイントとなる観光案内所スタッフ（以下“案内所スタッフ”という。）と観光振興施策の立案・実施を担う自治体観光業務担当職員（以下“自治体職員”という。）が、相互に交流を深めることで、東北域内の観光分野における広域的なネットワークを形成し、観光人材の資質向上と地域間連携の強化を図り、東北域外からの誘客と東北域内での周遊促進に資することを目的とする。

4. 業務内容

（1）観光人材のネットワーク形成

案内所スタッフ及び自治体職員を対象とし、観光分野における広域連携、ネットワーク形成に関する研修会を下記の通り実施すること。

また、開催に適した規模・設備を有する会場を提案すること。なお、会場の確定は、受託者の選定後、発注者と受注者との間の協議により行い、当該会場の手配等事務調整、および運営に必要なスタッフを過不足なく手配すること。

また、研修会の様子はオンラインで配信するとともに、その様子を画面収録等によって撮影・共有し、後日参加対象者が視聴できるようにすること。

① 集合研修の実施

- ・ 観光人材同士のつながりの強化に資することを目的とし、集合研修会を開催すること。なお、開催時期は7月上中旬頃を想定し、仙台市内で開催すること。
- ・ 研修は、業務目的の達成に資するテーマを設定し、「識者による講演」「グループワーク・意見交換」の内容を含むものとする。

② 現地研修の実施

- ・ 観光人材同士のつながりの強化に資することを目的とした現地研修会を開催すること。なお、開催時期は10～11月頃を想定し、北東北（青森・秋田・岩手の各県）から1か所を選定、提案すること。

- ・ 研修は、業務目的の達成に資するテーマを設定し、「識者による講演」「グループワーク・意見交換」「現地エクスカージョン（現地観光案内所の見学、観光名所の視察等）」を行程に組み込んだ内容とし、2日間で開催すること。

(2) オンライン意見交換会の開催

- ・ 案内所スタッフを対象とし、スキルアップや観光案内所間の連携促進を目的とした意見交換を行うほか、先進的取り組みを行う東北域内外の案内所スタッフによる講演をオンラインで2回以上開催すること。

(3) 独自提案

- ・ 上記の業務に加え、本市の交流人口拡大につながり、本事業の目的達成に資する独自の取組を提案、実施すること。

(4) 実施結果の分析、次年度に向けた提案及び報告書の作成

- ・ 上記の業務結果を取りまとめ分析した上で、次年度に向けた提案を行うこと。分析及び次年度に向けた提案を報告書とし、納入期限までに提出すること。

形式：A4×1部 及び PDF形式

納入期限：令和9年3月12日（金）

5. 事業実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第3項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

7. 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

8. その他

- (1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。
- (2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

| | 考慮する目標数値 (アウトプット) | | 目指す効果目標 (アウトカム) | |
|-------------------|----------------------|----|--------------------|-----|
| | | | | |
| 集合研修の実施 | 開催回数 | 1回 | 延べ参加者数 | 40名 |
| 現地研修の実施 | 開催回数 | 1回 | 延べ参加者数 | 30名 |
| オンライン意見 交換会の開催 | 開催回数 | 2回 | 延べ参加者数 | 40名 |